

内閣官房・内閣府本府入札等監視委員会
第3回会議議事概要

開催日及び場所	平成20年7月8日（火） 内閣府5階特別会議室	
委員	委員長 國廣 正（弁護士） 委員 今井 猛嘉（法政大学大学院法務研究科教授） 委員 小林 麻理（早稲田大学大学院公共経営研究科教授） 委員 高橋 滋（一橋大学大学院法学研究科教授） 委員 長岡 美奈（公認会計士）	
審議対象期間	平成20年1月1日 ～ 平成20年3月31日	
対象案件の説明	○対象期間における契約の全体（内閣官房23件・内閣府135件）について事務局から説明 ○審議案件の抽出の考え方等について当番委員から説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価落札方式を含む一般競争入札を重点的に抽出 ・ 最低価格落札方式は1回目の入札で落札され落札率が高いものを抽出 ・ 総合評価落札方式は複数者の参加があり競争が成立しているもの、価格点と技術点のバランスが異なるものを抽出 ・ 企画競争による随意契約は説明会に何者か参加しているもの、提案者数が1者のみであったものを抽出 	
審議抽出案件	7件	
競争入札		
最低価格落札方式	(府) 1件	契約件名：地震防災情報システム整備業務 契約相手：(株)野村総合研究所 契約金額：83,790,000円 契約日：平成20年1月18日 担当部局：政策統括官（防災担当）
	(府) 1件	契約件名：NPO情報管理・公開システムの機能拡充作業 契約相手：富士通株式会社 契約金額：29,493,450円 契約日：平成20年2月18日 担当部局：国民生活局

総合評価落札方式	(府) 1 件	<p>契約件名： 食品安全総合情報システムの機能強化及び 利便性向上に必要な条件に関する調査</p> <p>契約相手： みずほ情報総研株式会社</p> <p>契約金額： 8, 400, 000円</p> <p>契約日：平成20年1月23日</p> <p>担当部局：食品安全委員会事務局</p>
	(府) 1 件	<p>契約件名： P F I 事業における先行事例集作成に関する調査</p> <p>契約相手： (株) エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所</p> <p>契約金額： 4, 000, 000円</p> <p>契約日：平成20年2月5日</p> <p>担当部局：政策統括官（経済社会システム担当）</p>
随意契約		
不落・不調	(府) 1 件	<p>契約件名：「三条市市場化テスト等民間開放推進プラン （仮称）」策定等に係る調査</p> <p>契約相手： (株) ローランド・ベルガー</p> <p>契約金額： 5, 250, 000円</p> <p>契約日：平成20年1月11日</p> <p>担当部局：政策統括官（経済社会システム担当）</p>
企画競争	(官) 1 件	<p>契約件名： S A R 画像の活用に関するセミナーの委嘱</p> <p>契約相手： (株) パスコ</p> <p>契約金額： 2, 331, 000円</p> <p>契約日：平成20年2月29日</p> <p>担当部局：内閣衛星情報センター</p>
	(官) 1 件	<p>契約件名：衛星画像スペクトル情報の活用に関するセ ミナーの委嘱</p> <p>契約相手：エアロアストロジャパン株式会社</p> <p>契約金額： 3, 475, 500円</p> <p>契約日：平成20年2月29日</p> <p>担当部局：内閣衛星情報センター</p>
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり (上記案件のほか、遺棄化学兵器処理事業について担当者から報告があり、質疑応答が行われた。)	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>1 地震防災情報システム整備業務</p> <p>○ 1 者応札で高落札率である理由を説明してください。</p> <p>○ 見積もりを提出した2 者はなぜ応札しなかったのでしょうか。</p> <p>○ 既存の業者と新規に参入する業者との情報格差を埋める工夫は何かありますか。</p> <p>○ 見積もりを取ると、それが予定価格を推測される要因にはなりませんか。</p> <p>○ 国の将来の安全のため、ある程度コストをかけてもより優れたシステムをつくる必要があると思いますが、一般競争契約にしてしまうと、これまでノウハウを有する者が、他の参入者がいないため、技術レベルを発展させなくても落札できることになるのではないのでしょうか。</p>	<p>○ 5 者に見積もりの提出を依頼し、提出してきた3 者の中で最も価格の低いものを基に予定価を作成しました。最も価格の低い見積もりを提出した業者が落札していません。</p> <p>○ システム自体が非常に高度かつ複雑なため、新たに応札するには非常に費用や労力を要するからだと思います。 また、技術が特殊なため、それを勉強しても同種の競争に参加できると思われなかった可能性もあると思われれます。</p> <p>○ 被害想定手法なども可能な限りホームページ上に掲載しています。さらに詳細なデータが必要な場合には、守秘義務を課した上で、見せることもしています。</p> <p>○ 役所側にシステムの積算ができる能力がないため、見積もりを取る以外で積算するのは難しいと思います。</p> <p>○ 被害想定の手法自体は、中央防災会議専門調査会で改善点等をご議論いただき、議論の結果をシステム整備に反映させています。</p>

2 NPO情報管理・公開システムの機能拡充作業

○ 従来のシステムの機能拡充であるため、競争が働きにくい条件と推測されますが、他の業者が競争に参加できるようにするなど、実質的な競争性を確保する工夫はしていたのですか。

○ システムは、一旦参入した者が価格を支配する傾向は結構強いと思います。他の業者が参入しにくくても、他の業者からの提案も考慮に入れてベースラインを考えることも必要だと思います。

○ 機能拡充であっても通常のSEを抱えている業者ならばできるということを入札の際行っているのでしょうか。

○ 必要に応じ、守秘義務を課した上で、情報を提供し、参入のご判断をいただいています。

○ 予定価格を作成する際は、5者から聞き取った平均値を1日あたりのSE単価、PG単価として積算しています。

○ ご質問のような他の業者への呼びかけは今のところ行っていません。

3 食品安全総合情報システムの機能強化及び利便性向上に必要な条件に関する調査

○ 今回の契約では、価格点と技術点のバランスをどのようにとったのですか。

○ 総合評価落札方式をとる場合には、1対2まで価格に対し技術を重視しても構わないと、財務省との間の包括協議で了解を得ています。

今回の契約では、それを最大限利用して技術を優先しました。

4 PFI事業における先行事例集作成に関する調査

- (技術点が非常に高いのに少額の差で予定価格に達せず価格点で不合格になった応募者がいたことについて) 不合理な感じがします。
- 予定価格の設定も、価格一本勝負ではなく、例えばプラス10%の遊びを持たせるなどしないと、技術を重視する総合評価落札方式の趣旨が十分に全うされないのではないのでしょうか。
- 再度公告する際は、前回の予定価格にとらわれず、価格を再調整して公示することは可能ですか。
- 予定価格ありきという制度上の限界があるとは思いますが、いいものを適正な価格でということに進める方向の議論がもう少しあってもいいような気がします。
- 予定価格を設定した以上は、その範囲内で勝負してくださいということです。今回は予定価格に極めて近かったため、そういう気持ちがありますが、予定価格の線を引くと必ず起きる問題だと思います。
- 欧米では技術優先ということで、予定価格の増減の許容範囲を10%程度設定している例もあると聞いていますが、それを即採用できるかは、制度上の問題もあり難しいと思います。
- 予定価格が安すぎて不調の場合には見直す必要がありますが、契約内容をまったく変えずに予定価格だけ変更するのは難しいと思います。
予定価格を変更することは、当初見落としていた要素を追加する論理構成によってくると思います。
- 技術優先といっても、最低限のレベルをクリアすればいいのか、よりいいものを取るべきかで違ってくると思います。前者だと今のやり方でいいのかもかもしれませんが、後者だとちょっと馴染まなくなってきました。

**5 「三条市市場化テスト等民間開放推進プラン
(仮称)」策定等に係る調査**

- 入札者2者を比較して、価格点が高く技術点が低い方が落札していますが、妥当性についてどのように判断しますか。
- 落札者は最初の入札時の半額近い額で契約していますが、このあたりはどうなのでしょう。
- 予定価格と入札者の見積もりとの間に格差がかなりあるようです。入札者は、調査に実際に要する費用に利益分を乗せて額を提示してくるわけで、その部分が格差になっているような気がします。

- 技術点は落札しなかった業者の方が高いですが、両者はいずれも技術点は高く、それほど差はなかったと思います。
- 3回入札を行っても落札しなかったため、2者に対して、者の方針として提示できる額をFAXにて送ってもらい、決定しました。
- 予定価格の設定の際に、一般管理費の名目で10%利益を一応加味しています。10%が妥当かどうかもある一方、あまり高くも設定できないところもあり、その部分が差に反映されてしまったのではと思います。

**6 SAR画像の活用に関するセミナーの委嘱
7 衛星画像スペクトル情報の活用に関するセミナーの委嘱**

- 両方とも、4者が説明書を受け取って関心を示していますが、結果的には1者しか提案を得られなかった理由について、考えられることはありますか。

- 「6」の方は、最新情報を調査する上で、1番力のあった者が企画書を提出できたのではないかと思います。そういう意味では公告日から企画案提出期限までの期間が少し短かったことはあり得るかもしれません。
調査とセミナーをセットで実施するのは今回初めてだったことや年度末に近い押し迫った時期だったことも各者にとって制約になったかもしれません。
今後、他の者が参加しやすくするような工夫の余地はあると思います。

- 衛星画像に関する講義・セミナー等の事

- これまでも大学の先生や研究者に謝金を

<p>業は前から継続しているものなのですか。</p> <p>○ 大学の先生と各者との間で関係はありますか。</p> <p>○ 今回セミナー形式に切り替えた理由は何ですか。</p> <p>○ 守秘性が高い業務というわけではないのですか。そうであるならば随意契約が適切だと思いますが。</p>	<p>支払って講演いただいたことはありますが、業者を入れてセミナー形式で実施するのは初めてです。</p> <p>○ それはないと承知しています。</p> <p>○ 調査結果を直ちにまとめて講義してもらうという効率性が一つあります。それから、専門機関の調査能力を期待するところがありまして、中身の深さがもう一つあります。</p> <p>○ 保全上どこまで話ができるかは講師となる相手方の考え方でやっていただくため、当方として情報を保全する必要はありません。</p>
<p>〔遺棄化学兵器処理事業について〕</p> <p>○ 今回の詐欺事件についてどこに問題があり、今後こういう目に遭わないためにはどうすればよいのでしょうか。</p> <p>○ 随意契約の中で再委託の規定はどのようなになっていたのでしょうか。</p>	<p>○ 一般的な国の事業の進め方としての問題としては、事業に関与する組織を遺棄化学兵器処理機構とPMCの二階建てにして随意契約を結んだことが挙げられます。これらの組織を経由する間で帳簿の改ざんが行われた場合、国側が管理する書類には出てこなくなります。国が関与できる範囲外で怪しげなものが生まれる余地をつくる環境があったことが問題だったろうと思います。</p> <p>○ 機構からPMCに対する再委託は包括的に承認されていました。それ以外に再委託契約が発生する場合やPMCが再々委託する場合には、書面による報告が義務付けられていました。</p>

<p>○ 今回事件になる前に不審に感じることはなかったのでしょうか。</p> <p>○ 随意契約の中には、再委託先又は再々委託先に直接報告を聴取するという規定は入っていたのでしょうか。</p>	<p>○ 当初、国とP C I Gとの間には、国が管理会社の設立を依頼し、通常よりは国の方がリスクを多く負うことなどを内容とする基本契約関係がありました。しかし、機構設立後、3年が経過したこと（平成19年度の初め）を契機に、基本契約関係を修正し国側からの締め付けを厳しくし始めたところで、本事案が起きました。</p> <p>○ 当該契約の中にはそのような規定は入っていませんでした。構造的には、まず国と機構、機構とPMCとの契約があって、それが段階的に報告があがってくるという形になっていました。</p>
--	--